

アルファバンクの

遺言サポート

【遺言作成サポート】

【遺言保管サービス】



業務の流れ

遺言作成サポート

1. 事前のご相談

お客さまから資産の概要や相続人の状況、遺言の有無等をお伺いしたうえで、業務の内容や費用等についてご案内いたします。

2. お申し込み・事前調査

正式申込後、相続人の確認と相続財産の調査を行います。
相続人の確定は司法書士等に依頼し、相続財産の調査はお客さまからのヒアリングと提出資料の確認により行います。

3. 遺言の文書化

お客さまのご意向や、上記の事前調査に基づいて遺言書案・分析レポートを作成いたします。付言事項があれば、遺言書案に反映いたします。

4. 遺言書の確定・契約・作成

遺言書の内容を確定いただいたうえで、当行所定の約定書に署名・捺印していただきます。
契約完了後、公証役場で公正証書遺言を作成いたします。証人の手配なども行います。

5. 遺言書の保管

ご希望のお客さまについては、作成した公正証書遺言(正本)を大切に保管いたします。

定期確認

遺言の書き直しなどの必要がないか、年1回郵送でご確認いたします。

遺言の変更

遺言の変更をご希望される場合には、変更のご相談を承ります。
※実際に変更される場合は所定の手数料が発生します。

6. 遺言書の返却

相続が発生した場合、お客さまが指定した方に遺言を返却いたします。

遺言保管サービス

※本業務の対象は公正証書遺言のみとなります。

必要書類の例(必要書類は場合により異なります)

士業に依頼する書類	遺言者に関するもの	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(出生日以降全て) <input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票または戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 家系図
	推定相続人に関するもの	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本・全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票または戸籍の附票
士業または お客さまに ご用意いただく書類	受遺者に関するもの	<input type="checkbox"/> 住民票等
	不動産に関するもの	<input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書等 <input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本 (登記事項証明書) <input type="checkbox"/> 名寄帳
お客さまに ご用意いただく書類	金融資産に関するもの	<input type="checkbox"/> 預貯金等の通帳等(写) <input type="checkbox"/> 有価証券等の明細書(写)
	その他財産に関するもの	<input type="checkbox"/> ゴルフ会員権等の財産内容に関する資料(写)
	本人確認書類	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書(契約時)

料 金

【遺言作成サポート】

[新規] 275,000円(税込)

[変更] 55,000円(税込)

※戸籍や不動産登記簿等の取得に伴う司法書士等への手数料、
公証役場の手数料等は別途ご負担いただきます。

[中途解約手数料] 110,000円(税込)

【遺言保管サービス】

5,500円/年(税込)

※申込初年度は無料、支払日は毎年4月1日(休日の場合翌営業日)。

※お支払済の手数料については返金できません。

遺言 マメ知識

～遺言でできることと、遺言の形式について確認しましょう～

(1)遺言でできる主な事項

①財産の処分に関する事項

遺贈	相続人でない第三者へ財産の配分ができます。
寄付	公共団体等への寄付ができます。

②相続に関する事項

相続割合の指定	法定相続割合と異なる指定をすることができます。
相続財産の特定	相続人ごとにどの財産をどのように配分するか、その方法を特定することができます。
遺言執行者の指定	遺言執行者を指定することができます。

③身分に関する事項(※当行では対応できません)

認知	子供の認知。
未成年後継人 未成年後見監督人	未成年者である子供の後見人や後見監督人の指定。

(2)遺言の形式

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	<ul style="list-style-type: none">・公証役場で証人2人以上の立会のもと、遺言者が遺言内容を公証人に口述し、公証人が遺言書を作成します。	<ul style="list-style-type: none">・遺言者自身が全文、日付、氏名を自書し押印します。・遺言者の死亡後、家庭裁判所での検認手続きが必要です。
長所	<ul style="list-style-type: none">・公証人が作成するため、内容が明確で、無効になる可能性がほとんどありません。・紛失、偽造、変造の恐れがありません。・家庭裁判所での検認手続きが不要です。	<ul style="list-style-type: none">・誰にも知られずに作成できます。・費用がかかりません。・書き換えが容易にできます。
短所	<ul style="list-style-type: none">・証人が必要です。・費用がかかります。	<ul style="list-style-type: none">・形式不備や不明確な内容によって、トラブルが生じる可能性があります。・紛失、偽造、変造や、火災、盗難の恐れがあります。・検認手続きに時間や費用が発生します。